

自然災害時等における対応について

愛媛県立今治北高等学校大三島分校

(令和8年6月1日改訂)

- 1 開校日と休業日（部活動・各種学校行事（校外も含む）・模擬試験・各種検定・補習等）の登校しようとする時刻において、次のいずれかの場合は、自宅待機又は避難する。
 - (1) 今治市又は居住市町に、松山气象台から「**暴風警報**」「**暴風雪警報**」「**河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮の危険警報（警戒レベル4）又は特別警報（警戒レベル5）**」のいずれか一つでも発表されている場合。
 - (2) 今治市大三島地区もしくは居住地区に市町から「**避難指示**」が発表されている場合。
- 2 10：30 までに、1の(1)、(2)のどの状況にも該当しなくなった場合は、登校準備をして安全に十分留意して登校する。ただし、安全確保や災害状況のために登校できない場合は自宅待機とし、学校に連絡する。
- 3 10：30 の時点において、1の(1)、(2)のいずれかの状況が継続されている場合は、終日、自宅待機とする。
- 4 公共交通機関（電車・バス・船等）を利用している生徒は、公共交通機関が災害や事故で利用できない場合は、登校準備をして自宅待機とし、学校に連絡する。10：30 までに復旧した場合は、安全に十分留意をして登校する。10：30 までに復旧しない場合は、自宅で学習する。
- 5 居住地区に地震・津波等の大災害が起こっている場合や大災害直後等に風水害による二次災害の恐れがある場合は、生徒及び家族の安全確保を最優先し、自宅等で待機又は避難するなど、直ちに命を守る行動を取る。
- 6 登校後に「**暴風警報**」「**暴風雪警報**」「**河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮の危険警報（警戒レベル4）又は特別警報（警戒レベル5）**」や「**避難指示**」が発表された場合は、校長が判断し対処する。また上記1の(1)、(2)に該当しない場合であっても「**自宅待機**」等を決定する場合がある。その際は、学校ホームページに掲載するので確認すること。
- 7 原則として学校への電話による問い合わせはしない。気象庁、国・県・市町から発表される情報（えひめ防災・危機管理）、松山气象台、JR四国、せとうちバス、瀬戸内海交通、芸予汽船等の関係Webサイトで確認すること。なお、学校からの指示や連絡がある場合はホームページに掲載する。
- 8 自然災害の影響によって生じた授業時間の不足については、何らかの方法で補充をすることもある。